

監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年8月10日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

監査の期間及び監査の対象

監 査 期 間	監 査 対 象
平成27年6月10日～ 6月26日	社会福祉法人平和春秋会の平成26年度の財務に関する事務の執行について

概 要 [新庄保育園]

(1) 職員配置状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

設置主体 社会福祉法人 平和春秋会

職 名	園 長	保 育 士	調 理 員	嘱 託 医	歯 科 医 嘱 託	看 護 師	補 保 助 員 育	事 務 員	用 務 員	計
常 勤	1	18						1	1	21
非常勤				1	1			2	1	5
計	1	18		1	1			3	2	26

(2) 平成 26 年度新庄市補助金について

(単位：円)

補助金名	区 分	金 額
特別保育事業費補助金	延長保育促進事業	5,933,000
	地域子育て支援拠点事業	4,814,000
	一時預かり事業	1,580,000
合 計		12,327,000

(単位：円)

補助金名	金 額
平成 2 6 年度新庄市保育士等処遇改善事業費補助金	555,000

監査の結果

市補助金対象事業について監査した結果、予算の執行状況並びに付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。